

※外国為替及び外国貿易法関連省令の抜粋

○経済産業省令第四十四号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令

(外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令の一部改正)

第二条 外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令(昭和四十四年通商産業省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式中「~~証券~~」を「~~証券書~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年六月一日)から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令による証券については、当分の間、この省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令による証券を取り繕い使用することができる。